

平成22年議員提出議案第2号

名古屋市住民投票条例の制定について

上記の議案を別添のとおり名古屋市会会議規則第14条第1項の規定により提出する。

平成22年3月9日提出

提出者

桜井治幸	前田有 ^一
ふじた和秀	小出昭司
東郷哲也	水平かずえ
岩本たかひろ	成田たかゆき
横井利明	中川貴元
藤沢忠将	

名古屋市住民投票条例

(目的)

第1条 この条例は、間接民主主義を補完すべく、住民に重大な影響を及ぼす市政の重要事項について、住民に直接その賛否を問う必要が生じた場合にその意思を確認する制度（以下「住民投票」という。）を定めることにより、住民の意思を市政に反映し、民主的な市政を実現することを目的とする。

(住民投票に付することができる重要事項)

第2条 住民投票に付することができる市政に係る重要事項（以下「重要事項」という。）は、現在若しくは将来の住民の生活に重大な影響を与え、又は与える可能性のある事項であつて、かつ、住民に直接その賛成又は反対を確認する必要があるものとする。

2 前項の規定にかかわらず、既に住民投票に付された事項又は議会若しくは市長その他の執行機関により意思決定が行われた事項にあつては、改めて住民に直接その賛成又は反対を確認することが必要とされる特別な事情が認められるものでなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる事項は、重要事項としない。

(1) 法令の規定に基づいて住民投票を行うことができる事項

(2) 住民投票を実施することにより、特定の個人又は団体、特定の地域の住民等の権利等を不当に侵害するおそれのある事項

(3) その他住民投票に付することが適当でない認められる事項

(投票資格者)

第3条 住民投票の投票権を有する者（以下「投票資格者」という。）は、本市の議会の議員及び長の選挙権を有する者で公職選挙法（昭和25年法律第100号）第19条の規定による選挙人名簿に登録されている者（公職選挙法第11条第1項若しくは第252条又は政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第28条の規定により選挙権を有しない者を除く。）とする。

(発議又は請求)

第4条 投票資格者は、その総数の10分の1以上の者の連署をもって、住民投票を発議し、その代表者から、市長に対し、その実施を請求することができ

る。

- 2 議会は、議決により住民投票を発議し、市長に対し、その実施を請求することができる。この場合において、議案を提出するに当たっては、議員の定数の12分の1以上の者の賛成がなければならない。
- 3 市長は、自ら住民投票を発議することができる。
- 4 前3項の規定にかかわらず、既に発議に係る手続が開始されている場合においては、当該発議に係る住民投票の手続が行われている間は、何人も、当該住民投票に付そうとされ、又は付されている事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。
- 5 この条例による住民投票が実施された場合には、その投票結果の告示があった日から2年間は、何人も、当該住民投票に付議された事項と実質的に同一と認められる事項について、住民投票を発議することができない。

(発議又は請求の形式)

第5条 前条第1項から第3項までの規定による発議又は請求に当たっては、住民投票に付そうとする事項について賛成又は反対を問う形式により行わなければならない。

(代表者証明書の交付)

第6条 第4条第1項の規定により住民投票の実施を請求しようとする代表者(以下「代表者」という。)は、市長に対し、住民投票に付そうとする事項及びその趣旨を記載した実施請求書(以下「実施請求書」という。)をもって、当該事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当することの確認を請求し、かつ、代表者であることの証明書(以下「代表者証明書」という。)の交付を申請しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による請求及び申請があつた場合において、住民投票に付そうとする事項が重要事項であること及び前条に規定する形式に該当すること並びに代表者が投票資格者であることを確認したときは、速やかに代表者に代表者証明書を交付するとともに、その旨を告示しなければならない。

(署名の収集)

第7条 代表者は、区ごとに作製した住民投票の実施請求者の署名簿に実施請求書又はその写し及び代表者証明書又はその写しを付して、投票資格者に対

し、署名し、印を押すことを求めなければならない。

- 2 代表者は、本市の区域内で公職選挙法の規定による選挙が行われることとなるときは、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第92条第5項に規定する期間、当該選挙が行われる区域内においては、署名し、印を押すことを求めることができない。
- 3 第1項の署名及び印は、前条第2項の規定による告示の日から1か月以内でなければ、これを求めることができない。ただし、前項の規定により署名し、印を押すことを求めることができないこととなった区域内においては、その期間は、同項の規定により署名し、印を押すことを求めることができないこととなった期間を除き、前条第2項の規定による告示の日から31日以内とする。

（議会への協議）

第8条 市長は、第4条第1項の規定による請求を受けたとき、又は同条第3項の規定により自ら発議するときは、住民投票の実施について、速やかに議会に協議を求めなければならない。

（住民投票の実施）

第9条 市長は、第4条第2項の規定による請求を受けたとき、又は前条に規定する協議を経たときは、住民投票を実施するものとする。ただし、当該協議の結果、議会の議員の3分の2以上の者の反対があるときは、この限りでない。

- 2 市長は、前項の規定により住民投票を実施するときは、速やかにその旨を告示し、かつ、第4条第1項の規定による請求に基づくものにあつては代表者に通知しなければならない。前項ただし書の規定により住民投票を実施しないときも同様とする。
- 3 市長は、前項前段の規定による告示の日から60日を経過した日後初めて行われる本市の区域の全部をその実施区域に含む公職選挙法の規定による選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とするものとする。
- 4 前項の規定にかかわらず、住民投票に付されている事項（以下「付議事項」という。）の緊急性その他の理由により同項に規定する選挙の期日と同じ日を住民投票の期日とすることが困難であると市長が特に認めるときは、

当該選挙の期日と異なる日を住民投票の期日とすることができる。

5 前2項の規定にかかわらず、第4条第2項の規定による請求に基づく住民投票にあつては、議会が議決により住民投票の期日を定めたときは、市長は、その日を住民投票の期日としなければならない。

6 市長は、住民投票の期日の少なくとも9日前までにその期日を告示しなければならない。

(情報の提供)

第10条 市長は、住民投票を実施する際には、投票の判断に資するため、公報その他適当な方法により、また、必要に応じて公開討論会、シンポジウム等を実施することにより、当該住民投票に関する情報を投票資格者に対して提供するものとする。

2 市長は、前項に規定する情報の提供に当たっては、中立性の確保に努めなければならない。

(住民投票運動)

第11条 住民投票運動（付議事項に対し賛成若しくは反対の投票をし、又はしないよう勧誘する行為をいう。）をするに当たっては、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 買収、脅迫その他不正の手段により住民の自由な意思を拘束し、又は干渉する行為

(2) 市民の平穏な生活環境を侵害する行為

(3) 公職選挙法その他選挙関連法令の規制に反する行為

(投票資格者名簿の調製)

第12条 市長は、規則で定めるところにより、投票資格者名簿（第9条第6項の規定による告示の日の前日現在の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

(投票区及び投票所)

第13条 投票区及び投票所（第18条に規定する期日前投票の投票所を含む。）は、規則で定めるところにより、設ける。

(投票管理者及び投票立会人)

第14条 市長は、規則で定めるところにより、前条に規定する投票所に投票管

理者及び投票立会人を置く。

(投票資格者名簿の登録と投票)

第15条 投票資格者名簿に登録されていない者は、投票をすることができない。

2 投票資格者名簿に登録された者であっても、投票資格者名簿に登録されることができない者であるときは、投票をすることができない。

(投票資格者でない者の投票)

第16条 住民投票の当日(第18条に規定する期日前投票の投票にあつては、当該投票の当日)、投票資格者でない者は、投票をすることができない。

(投票の方法)

第17条 住民投票の投票は、付議事項ごとに、1人1票に限る。

2 住民投票の投票をする投票資格者(以下「投票人」という。)は、住民投票の当日、自ら投票所に行き、投票資格者名簿又はその抄本の対照を経なければ、投票をすることができない。

3 投票人は、投票人の自由な意思に基づき、付議事項に賛成するときは投票用紙に印刷された賛成の文字を囲んで○の記号を自書し、付議事項に反対するときは投票用紙に印刷された反対の文字を囲んで○の記号を自書し、これを投票箱に入れなければならない。

4 投票用紙には、投票人の氏名を記載してはならない。

(期日前投票等)

第18条 前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、投票人は、規則で定めるところにより、期日前投票、不在者投票若しくは点字投票をし、又は代理投票をさせることができる。

(投票の秘密の保持)

第19条 何人も、投票人のした投票の内容を陳述する義務はない。

(開票区及び開票所)

第20条 開票区は、区の区域による。

2 開票所は、市長の指定した場所に設ける。

3 市長は、あらかじめ開票の場所及び日時を告示しなければならない。

(開票管理者及び開票立会人)

第21条 市長は、規則で定めるところにより、前条第2項に規定する開票所に

開票管理者及び開票立会人を置く。

(投票結果の告示等)

第22条 市長は、投票の結果が判明したときは、速やかに付議事項に対する賛成の投票の数及び反対の投票の数並びに投票総数を、議会の議長及び第4条第1項の規定による請求に基づくものにあつては代表者に通知するとともに、告示しなければならない。

(投票及び開票に関する事項)

第23条 前各条までに定めるもののほか、住民投票の投票及び開票に関し必要な事項は、公職選挙法、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）及び公職選挙法施行規則（昭和25年総理府令第13号）の規定の例による。

(結果の尊重)

第24条 議会及び市長は、住民投票の結果を尊重しなければならない。

(委任)

第25条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成22年10月1日から施行する。

(理 由)

この案を提出したのは、住民の意思を市政に反映し、民主的な市政を実現するため、住民投票制度を設ける必要があるによる。